

公正取引課の広報・広聴活動！ ～法令違反を未然に防止するために～

公正取引課では、所管する法令について、違反行為を排除するために厳正な法執行を行うとともに、講習会を実施するなど、違反行為の未然防止の観点から、普及・啓発活動を実施しています。群星9・10月号の特集記事でご紹介したフリーランス法（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）を始め、各種取組をご紹介します。



令和6年11月からフリーランス法が施行されます！ 発注事業者の皆さん、フリーランスに業務委託する場合に取引条件の明示を行っていますか？

フリーランス法は、多種多様な業界で活躍しているフリーランスとの業務委託取引について、「取引の適正化」と「就業環境の整備」の2つの観点から、発注事業者が守るべき義務と禁止行為を定めています。

例えば、同法第3条では、取引条件を明示する義務が定められており、フリーランスに業務委託をした場合は、直ちに、取引の条件を、書面または電磁的方法により明示しなければならないとされています。

この「電磁的方法による提供」とは具体的にどのような方法でしょうか。同法に関するQ&Aでは、「電磁的方法による提供」とは、電子メール、チャットツール、SMS、SNS、ウェブサイト、アプリケーション等のメッセージ機能を用いて送信する場合や電子ファイルのデータを保存したUSBメモリやCD-R等を交付する方法が該当するとされています（Q&AのQ40）。

公正取引委員会ウェブサイト「フリーランスの取引適正化に向けた公正取引委員会の取組」では、Q&A、リーフレット、職員による解説動画など、フリーランス法に関する様々なコンテンツを掲載しています。右二次元コードからご覧ください。

また、公正取引課では、フリーランス法の施行に向けて、同法に関する説明会を様々な機会を捉えて行っています。団体様からのご要請があれば、日時や場所、説明時間など、可能な限りご要望に応える形で対応してまいりますので、お気軽にお問い合わせください。



フリーランス法を説明する職員▶

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」～物価に負けない賃上げ交渉を！～

昨今さまざまなコストが高騰していますが、経済の好循環を実現するためには、労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が必要不可欠です。

公正取引委員会と内閣官房が昨年11月に策定した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」は、労務費の転嫁に係る価格交渉について、発注者と受注者それぞれが採るべき行動／求められる行動を12の行動指針として定めたものです。発注者が本指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処します。本指針の詳細について、公正取引委員会HPにおいてご確認ください。右二次元コードからご覧ください。

また、公正取引課では、事業者向けの講習会や事業者団体との懇談会等を通して、本指針について周知活動を行っています。



11月は「下請取引適正化推進月間」です！

公正取引委員会は、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」として、下請法の普及・啓発に関する取組を集中的に行っています。今年度の下請取引適正化推進月間では、以下のキャンペーン標語のもとで、普及・啓発に関する取組を行います。



「どっきん」

令和6年度「下請取引適正化推進月間」キャンペーン標語
賃上げと 労務費転嫁を 両輪に

下請法の基礎知識（親事業者の義務、禁止行為など）を説明した動画をご覧ください。

動画掲載場所 ▶ 公正取引委員会 公式 YouTube チャンネル
<https://www.youtube.com/c/JFTCchannel>



公正取引課では、皆様のニーズに合わせ、県内各地に所管法律に関する講師派遣や講習会を行っています。お気軽にご連絡ください。

お問合せ先 総務部 公正取引課 ☎ 098-866-0049

